

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年1月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500486 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500087 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 2 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社B支社に平成 2 年 8 月 31 日まで勤務していたが、同日が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日とされており、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
間違いなく平成 2 年 8 月 31 日まで勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社B支社に係る「平成 2 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（退）」に記載された社会保険料額が、オンライン記録により確認できる同支社における被保険者期間及び標準報酬月額により算出した社会保険料額と一致しており、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されたとして試算した社会保険料額を下回っていることから、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが推認できる。

また、C健康保険組合から提出された健康保険喪失・削除証明書により、請求者の同健康保険組合における資格喪失年月日は平成 2 年 8 月 31 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している。

加えて、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間に係る勤務実態をうかがえる回答は得られず、請求者のA社B支社における退職日が確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。